

## 天皇制の過去と現在

2017. 10. 23 立命館大学 桂島宣弘

### 1.

日本の天皇の「生前退位」を定めた特例法が、2017年6月9日に成立し、2018年末には退位し新しい天皇が即位する運びとなっている。終身天皇の座にあることが原則であった近代以降の天皇制下では確かに異例のことで、日本国内ではさまざまな議論があり、いわゆる有識者の中には、それに反対する意見もあったが、現天皇の強い意志もあり、その意志を尊重する形で決着することになった。天皇は、「私も80を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになり」「2度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになった頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になった場合、どのように身を処していくことが、国にとり、国民にとり、また、私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになり」退位を決意したという（2016年7月13日）。

この意志表明において重要なことは、退位の意志表示と並んで「私が天皇の位についてから、ほぼ28年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごし（中略）何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて」「国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来」たという表明である。現日本国憲法下で最初から「象徴天皇」であった現天皇は、いわばそれにふさわしい任を模索し、実践してきたのだという。

現日本国憲法の天皇規定は、最初だけ紹介すると以下のようなものである。

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

ついでながら、悪名高い戦前の大日本帝国憲法は、以下のように定めている。

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

ところで、現天皇の退位の意志表示に対しては、いわゆる日本国民は、マスコミも含め、概ね好意的に反応した。NHKが行った世論調査によると、80%以上の人びとが象徴天皇制を

支持し、60%の人びとが「天皇に親しみを感じている」現状に照らすと、この結果は現状を反映しているといえる。いわば、天皇制は現代日本ほど定着している時代はないといってもよいだろう。このことは、無論、一方では自民党や右派勢力が主張している戦前天皇制への回帰に反対していると捉えるならば、護憲派の定着とみることもできるが、天皇制に問題意識を感じていない国民が圧倒的だということも示しており、戦後70年をへた現代日本の、かつての戦争・侵略・植民地支配に対する認識の希薄化と連動しているともいえる。もっとも、天皇制自体に反対している意見が日本のマスコミに公然と登場することはない。このことは、今も天皇制が一種のタブーとしてマスコミでは作用しており、したがってNHKも含めた世論調査で天皇制反対が表面化されることはほとんどないことも考慮されなければならない。わたくしも10年程前に、「女性天皇についてどう思うか」とあるマスコミから電話取材され、「わたくしは天皇制自体に反対しています」とのべたところ、ガチャと電話を切られたことがある。だが、このことを考慮しても、天皇制自体に反対している者の数は、今の日本では少数派である。

こうした現実に対して、歴史学者にも責任がある。歴史学者の発言が、マスコミに登場しなくなって久しいのである。戦後の一時期にオピニオンリーダーであった歴史学は、今では安直な社会学者や政治学者に席を奪われ、過去のどうでもいい話題以外で登場することは少なくなっている。ましてや、近代史に関わる歴史学者については、その政治傾向が慎重に検討されて、やや右派的な学者が選ばれていると朝日新聞記者から聞いたことがある。このことも、じわりと右傾化している現代日本の一面である。

ところで、歴史学者に関していえば、今やなかなか発言する機会が減ったとはいえ、また若手研究者の中には問題意識がやはり希薄化しているとはいえ、実は三分の一近くが天皇制に反対していると思う。少数派といえば少数派であるが、その反対する理由は、歴史に通じている者にとっては、あまりに明白である。第一に、天皇制が君主制という前近代王権の遺物であり、歴史的趨勢に照らすならば、近代民主制と対立するものであること。第二に、この点がとりわけ重要なことであるが、戦後の象徴天皇制とは異なっていたとはいえ、同じ天皇制がアジアで悲惨な侵略戦争を起こし、そのことに責任を取ることがなかった昭和天皇も、29年前までは象徴天皇として君臨していたこと。第三に、象徴であれ、絶対君主であれ、国民統合＝ナショナリズムの核として天皇が存在するのであれば、その無力化をはかることは歴史理論的にも妥当であること。第四に、天皇の権威の源泉が、虚構であれ血統・家系にあるとされるのであれば、同じく非合理的な理由での血統・家系による差別が日本社会から根絶されないこと。第五に、のちにのべるように天皇制もまた「創られた伝統」にほかならない。この天皇制を核として、日本の歴史が、日本の文化が、一貫して存在してきたかのごとく語られていることは、多様な歴史研究からすると最大の極端となっているといわざるをえない。第六に、第二にのべたことと関連するが、この天皇制によって、世界の人びと、とりわけ東アジアの人びととの自由で対等な交流が妨げられていること。とりわけ、歴史認識問題の根幹には、この天皇制が存在していることを直視するならば、天皇制の批判を伴わない近代史の歴史研究交流は成り立たないこと。第七に、神社・神道と天皇制が結びつけられていることにより、そのことが究極的な「信教の自由」を妨げることになっていること。確かに戦前期と異なって、神社参拝を強要されることはなくなっているが、今も「日本人であれば、天皇制神話の神々が近代に入って祭ら

れるようになった神社への参拝は当然」というイデオロギーは作動しているといわなければならない。

以上挙げただけでも、天皇制を批判し、天皇制に反対することは、歴史研究者にとっては当然のことだといえる。事実、こうしたことを歴史の講義でのべると、学生の多くとは問題の共有ができる。だが、マスコミや言論界では、こうしたことが議論される機会は極端に減っているというのが現状である。

## 2.

さて、本日はこうした象徴天皇制まで含む近現代天皇制が、実は江戸時代・徳川時代までの天皇制とは異質な、文字どおり近現代の作為物であることをお話ししたい。実は、このことは日本の人びとの多くも誤解しており、天皇制が日本の歴史上、一貫して存在しており（「万世一系の天皇」）、あるいは王朝交替が存在していなかったことが日本歴史の特質だと考えている者が多いのである。さらにいえば、近代日本の侵略、植民地支配を悪しき歴史と考えている者も、近代天皇制は例外的な存在で、今の象徴天皇制が実は古代以来一貫して存在してきた自然な姿であると捉えている場合がある。また、最後にのべるように、神道や神社が天皇制と結びつく存在だと本気で思っている者も日本には多く、それが近代の国家神道の作為物であることを知らない者も多いのが現実である。

それでは、徳川時代の天皇とはどのような存在であったのか。近代天皇制と大きく異なっていることを示すために、この点から話してみたい。

結論的にのべるならば、徳川時代の天皇・朝廷は、前代の王家として存在していた、ということだ。つまりは、武家王権の成立によって王朝が実質的に交替したものの、その王権にとっての利用価値がある限りは、辛うじて存在が許容されていたということである。このことをもって、天皇制の一貫性を主張する者も、日本ナショナリズムの前夜ともいえる18世紀末には次第に声を大にしていくのは事実だが（本居宣長や後期水戸学など）、多数派を占めていた徳川時代の儒学系知識人は、そのようには捉えていない。新井白石という18世紀前期の儒者、実際に6～7代将軍期に政治の中枢にあった儒者が典型であるが、武家王権の一元的支配が確立した14世紀末をもって、古代以来の天皇王権は滅び（易姓革命）、以後は武家王権が必要に応じて前代の王家の存在を支えてやっている、というのがかれの主張である（『読史余論』）。ある現代の学者によれば（柄谷行人『帝国の構造』）、こうした事態は、むしろ中心部から離れた周辺王朝にありがちな事態で、とりわけ武人王権が権力を握ってしまう周辺地域では、その正統性のために前代の王権を利用するのだという。日本の武家王権は、いわば「文」を体現できない分、天皇・朝廷勢力を完全には滅ぼせなかったということである。あるいは、ある歴史学者によれば（朝尾直弘）、とりわけ王権整備や秩序の確立に腐心しなければならなかった徳川武家王権は、中世の寺社・朝廷勢力と妥協せざるを得なかったとのべている。

無論、10万石とはいえ天皇・朝廷が辛うじて存在はしていた以上（ちなみに徳川家は300万石だ）、徳川時代にも、知識人による天皇をめぐる言説は数多く存在していた。それらは、現実の朝幕関係に対する認識と連動しながら、さらには明清王朝交替後の日本王権の宣揚という面から「皇統連綿」たる天皇を捉えていた主張もあった。その一つ一つをあげつらうことはここでは避けるが、重要なのは、それが天皇家を前代の王家として語るもの

であれ、あるいは現在も命脈を伝える存在として語るものであれ、大概是儒学的な治道観を下敷きに、古代天皇制の正史である『日本書紀』の言説を解釈する、この意味では儒教文明圏内部・周縁における王家の正統性を語る言説として存在していたということである。ここでは、近代になって、あたかも天皇讚美主義者の典型のようにいわれた17世紀の儒者山鹿素行の『中朝事実』に従って、その論のありようを簡単に紹介しておきたい。

素行が『中朝事実』を著したのは、明清王朝交替（1662）直後の1669年のことであった。朝鮮王朝の儒者宋時烈さながらに、素行は日本を「中華」、清を「夷狄」とするのは、「礼」という王権の正統性原理に関わって、「皇統連綿」たる日本にこそ「礼」が存在しているとしたからである。しかも、素行は朝廷が「礼」の内容を失ったので、「武臣がこれを受けて、民を安んじ天下を治めることになった」とのべていて（『武家事紀』）、一種の王朝交替論の立場に立っていることにも注意しなければならない。つまりは、近代天皇制の「万世一系」論とは、明らかに異なる論理が一般的であったということである。

### 3.

天皇制を日本の歴史・政体の特質と捉える思想は、本居宣長以降の国学や後期水戸学、すなわち日本ナショナリズムの作動と共に本格的に登場することとなる。こうした思想は、政治的にも18世紀末以降に見られるようになる幕政の天皇からの委任論（大政委任論）、光格天皇による朝廷の発言力増大運動などに直接・間接の影響を与えていたと考えられる。また、対外危機の本格化する1850年代以降における外交をめぐる幕政への朝廷の発言権の拡大、孝明天皇の攘夷表明などを受けた尊王攘夷運動の思想的背景にも、やはり国学・後期水戸学の天皇論・国体論が存在していた。だが、これらのことをもって、天皇制国家思想が徳川幕府に代わる新たな国家思想として徳川時代段階で十分に構想されていたとは認めがたい。国学や後期水戸学の唱えた天皇論・大政委任論は徳川幕府の存在を前提とするものであり、幕末に大勢を占めていた公武合体論・公議政体論もこの大政委任論の系譜に連なるものであった。

これらの言説は、明治維新後には、「伝統の創造」を課題とする国民国家の「伝統」の内容として整備され、1890年の教育勅語から、1937年の『国体の本義』に至るまで、およそ正統的日本論の骨格的部分には、万世一系の現人神（あらひとがみ）天皇を戴く日本という主張が繰り返された。のみならず、藩閥政府と対抗的に存在していた啓蒙思想家や自由民権運動家も、一様に国民国家形成の紐帯、「国の安寧維持」の要として天皇を把握しており（福沢諭吉『帝室論』、中江兆民『平民の目さまし』など）、いかなる性格であれ国民国家形成を課題としていた言説は、ほぼ全て天皇・皇室の存在を日本国民国家の「伝統」の内容と見なしていたといつてよい。

また社会的言説のレベルにおいても、天皇巡行を初め、国家神道体制、国家的教育体制、徴兵制の整備、さらには天皇制的に再編された祝祭日の制定、国歌・国旗の制定、国語の形成などを通じて、天皇と国民国家・日本国民（＝「臣民」）を不可分のものとする言説が普及せしめられていった。これと並行して、「生き神信仰」とオーバーラップさせた現人神天皇観、祖先崇拜や家意識に吸着して表象された「家長たる天皇を戴く家族国家」という言説も、新たに生み出されていくこととなる。

大正期の美濃部達吉の天皇機関説や吉野作造の民本主義には、道徳的神話的天皇論や専

制的天皇統治に対する批判が見られ、この意味ではヨーロッパ法思想からする君主論一般の中に天皇を氷解させる試みであったといえるものの、かれらにあっても国家統治上の天皇の積極的役割は一度も否定されたことはなかった。

昭和になると、昭和恐慌下における政治的・経済的危機を受けて、祭政一致・君民一体を掲げた昭和維新が叫ばれ、天皇親政論が台頭するようになる。これと並んで、知識人の間でも日本文化への注目が集まり、例えば和辻哲郎の尊王論を軸とした「伝統」文化論、「絶対現在の自己限定」たる皇室を戴く個性的民族国家を唱えた西田幾多郎哲学、日本古典への回帰を基盤とした昭和浪漫派文学など、危機的状況にあった国民国家の紐帯たる天皇の唱導が日本文化論と重なり合いながら、日本のみならず植民地も含めて社会全体を覆い尽くしていったのである。

戦前の天皇制に公然と批判を加えたのは幸徳秋水らの平民社グループ、さらに日本共産党・講座派マルクス主義者たちであったが、前者の「天子ハ、日本一ノ大資本家・大地主」という主張、後者の「半封建的絶対主義的天皇制」という主張は、少数意見に止まり、かつ激しい弾圧にさらされた。また、キリスト教や民衆的「異端宗教」には、国民国家的言説を解体する可能性が存在していたとはいえるが、いずれも天皇への崇敬は信仰とは異なる国民の義務とする言説に包摂され、さらに自らの教義とアマテラス・天皇の調和を計る教団も多かった。

戦後になって、マルクス主義者や丸山真男らの中から戦前天皇制批判が巻き起こるが、それらは近代ならざる「半封建的」天皇制国家に批判の焦点を当てたもので、国民国家自体を批判したものではなかった。他方で、同じく戦前天皇制を批判しつつ登場した津田左右吉らの象徴天皇制論が、国民統合の問題を正面に据え、やがて日本国憲法の条項に取り入れられるに及んで、社会的言説としては多数派を形成していったのである。確かに戦後民主主義の中で現人神天皇観や万世一系天皇観などの言説は表層的には解体されたかに見えるが、依然として「伝統」を負わされた天皇は、日本という国民国家の統合の象徴としての役割を現在まで果たし続けているといえよう。

#### 4.

最後に神道についてもものべておきたい。現在も日本の人びとの多くは、イデオロギー的には、国家神道イデオロギーの影響からは免れていない。これが、天皇制が現代も支配イデオロギーとして機能している背景にある、とわたしは考えている。国家神道とは、近代天皇制国家での一種の「国教」制度のことで、その思想的源流は、天皇神話に基づいて神道を再編し、これによって宗教生活の統合を図ることを主張した本居宣長・平田篤胤などの国学、及び後期水戸学に遡る。しかしながら、制度的には、明治維新後の復古神道家などを中心とする神祇行政・宗教政策、すなわち、律令制にならって設けられた神祇官による祭政一致政策・神仏分離政策に源流を求められる。これらは、欧米諸国・キリスト教と対峙しての強力な国民国家形成を図るためのイデオロギー政策であった。このことによって、徳川時代までは寺院の支配下にあり、あるいは牧歌的な村落祭祀・祖先祭祀の施設に過ぎなかった神社もまた大きく性格を変えることとなった。

すなわち、国家神道体制の下では、全国の神社は伊勢神宮及び宮中三殿を頂点として位階的に編成され、各神社においては統一の様式による国家祭祀が行われた。神職も国家官

吏ないしそれに準ずる存在とされ、すべての国民は特定神社の氏子とされた。各神社の信仰などには、なお徳川時代以来の特質が保持されてはいたが、国家による画一的統制は著しく強められた。大日本帝国憲法は、その第28条において「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限」の信教の自由を規定していたが、それは国家神道体制を前提として認められるものであった。国家神道体制からはみ出した民俗信仰、民衆宗教などは淫祠邪教として厳しく弾圧されたが、そうした例としては、明治末年まで続いた天理教への弾圧、大正期の大本教への弾圧、昭和初年のホーリネス教会への弾圧などがある。また、同じく国家神道の名によって、植民地朝鮮・台湾でも神社参拝が強要された。

1945年12月の連合国軍総司令部（GHQ）による、いわゆる神道指令によって、神社に対する国家の保護は停止され、政治と宗教は分離されることとなった。1946年元日の天皇のいわゆる「人間宣言」、続く神祇院官制及び神社関係の全法令の廃止によって国家神道は完全に解体した。しかしながら、今日に至っても、この神道指令の撤回を求める声や、靖国神社の国家護持を求める声も一部にはあり、何よりも神社信仰と天皇制が故意に結びつけられる国民意識のなかに、その残滓は色濃く残っている。

以上が、現在に至る天皇制の状況である。ここでまとめておきたい。日本の歴史、日本の国家と天皇制を結びつけ、そこに特質を見いだす論調は、今も根強く存在している。なるほど、古代以来、天皇家がこの日本列島上の王権として存在してきたことは、否定できない。しかしながら、現在われわれが目撃している天皇制は、象徴天皇制も含め、明らかに近代国家の造作物である。前近代までの王権としての天皇制は、何といたっても武家王権によって、利用こそされたものの、常に牽制かつ抑制された存在であった。歴史意識としては、儒者の場合が顕著だが、王朝交替論が支配的だったことも看過されてはならない。つまりは、徳川時代までに天皇王権は完全に無力化されていたのである。なお、本日は紹介できなかったが、戦後の古代史研究の進展により、古代天皇王権もまた東アジア文明圏内部の存在であり、とりわけ朝鮮半島情勢と深く関わって成立したものであったこと、天皇神話の多くが虚構であり、天皇系図についても実在が確認されるのは第15代(4世紀頃?) 応神天皇あたりからであること、さらに系図自体にも作為が認められ、幾度か断絶をへていることなどが、学界では通説化している。中世天皇制に関しても、寺社勢力、武家勢力と覇権を争う一権門に過ぎなかったことは学界では通説である。さらに、現行天皇制の儀礼の多くも、いかにも古い伝統があるかのように演じられようとも、明治維新以降に国学者が「創りだした」ものであることも、今日では学界の通説となっている。

だが、先へのべたように、歴史学者の発言力は低下しており、残念ながら、国民の常識と乖離しているのが現状である。世論調査に見られるように、天皇制に問題意識を感じない国民も多く、それが韓国・中国の人びととの歴史認識問題の軋轢の背景を構成していることについても、先へのべたとおりである。アジア・世界に開かれた日本を展望する上で天皇制をどうするのか、それは今後も日本の試金石の一つになっていくに違いない。

《参考文献》村上重良『国家神道』岩波書店、1970年。石田圭介編『近代知識人の天皇論』日本教文社、1987年。安丸良夫・宮地正人編『日本近代思想大系⑤宗教と国家』岩波書店、1988年。T・フジタニ『天皇のページェント』NHK、1994年。羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房、1995年。子安宣邦『近代知のアルケオロジー』岩波書店、1996年。桂島宣弘『[増補改訂版]幕末民衆思想の研究』文理閣、2005年。桂島宣弘『自他認識の思想史』有志舎、2008年。